

当ニュースレターは、RSM Globalの英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

国際会計基準審議会(IASB)の最新情報

当ニュースレターは、以下の日程で開催されたIASBの会合における議論から生じた重要な事項の要約である。

- 2023年7月26日~27日
- 2023年8月23日
- 2023年9月30日
- 2023年10月26日

IASBによって公表された原文は[こちら](#)で確認することができる。

基本財務諸表

IASBは2023年10月25日に会合を行い、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の文案作成において集約、分解及びその他のトピックに関して議論した。IASBは暫定的に次のように決定した。

- 企業が売上原価を含む営業費用を機能別に分類している場合に限り、純損益計算書において売上原価の項目を機能別に分類された他の費用とは区分して表示するよう企業に要求する。
- 財政状態計算書について企業が以下のようにすることを明確にする。
 - 存続期間、回収及び決済時期の特性に応じて、資産及び負債を流動性又は非流動性のいずれかに分類し、流動性の特性に応じて資産及び負債を流動性の順に分類する。
 - 性質及び機能の特性に応じて、資産及び負債を独立した個々の科目に集約する。存続期間、流動性、測定基礎、種類及び税効果等の他の特性は、企業が資産及び負債の性質又は機能を識別するのに役立つ。
- 適用開始期間直前の事業年度より前の期間については、IFRS第18号の遡及適用を免除する経過処理は設けない。

1つ以上の機能別科目を表示する企業による特定の費用の性質別の開示は例外として、IASBは軽微な整理論点の文案作成アプローチについて議論し、確認した。IASBは、そのような企業は、営業区分の各科目にのみ含まれるこれらの費用の金額を単一の注記で開示することが要求されると確認することを暫定的に決定した。さらに、企業は、同じ注記に特定の費用に関する2つの開示を含めることも要求される。

- IFRS会計基準で既に要求されている、性質別の特定の費用に係る合計額
- 営業区分に含まれる金額の合計額と(a.)の合計額との差額が営業区分外のどの科目に含まれているかの説明

IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー

IASBは暫定的に以下の通り決定した。

- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則を反映するために、「IFRS for SMEs 会計基準」の第23項を見直す。
- 第9章「連結財務諸表及び個別財務諸表」における支配モデルの簡素化に関連して企業がどのように反証可能な推定を適用するかを明確にする。
- IFRS for SMEs会計基準の適用対象企業において多大な信用リスクに晒される企業の母集団は小さいと予想されるため、IFRS第9号における予想信用損失モデルを導入する際に対処した問題は、SMEsに対する目的適合性の原則を満たさないとする。
- IASBのメンバーは、ノンバンク融資者などの小規模なSMEsのサブグループが信用リスクに晒される可能性は大きいであろうと認識している。IASBはスタッフに、このサブグループの企業について予想信用損失を認識するための代替案を調査するよう要請した。

IASBは、基準を以下と整合させる提案をパブリックコメントのために公開する。

- 「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」)及びIFRS第7号「金融商品：開示」を修正)

- b. 「交換可能性の欠如」(IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」を修正)

規制上の合意の境界線

IASBは公開予定の会計基準について、暫定的に以下のよう

- に決定した。
- a. 規制上の合意を更新または解約する権利に関し、公開草案のガイダンスを維持する。IASBは、公開予定の会計基準において、これらの権利が明示的または暗黙的である可能性があることを明確にする。
- b. 規制上の合意の解約に対する補償に関し、公開草案のガイダンスを維持する。IASBは、ガイダンスが解約が発生する他の状況にも適用されることを、公表予定の会計基準において明確にする。
- c. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第35項(c)の原則に、企業が現在までに完了した履行への支払に対する権利を含める。企業は、これらの原則を利用して、未回収の規制資産と未履行の規制負債を含む金額について、規制上の合意の解約時に補償金を受け取る強制力のある現在の権利または支払う強制力のある現在の義務が存在するかどうかを評価する。
- d. 規制上の合意の境界線の見直しおよび変更に関し、公開草案の要求事項案を維持する。

IASBはまた、企業が規制上の合意を更新する実務上の能力および他の当事者が規制上の合意を解約する実務上の能力を企業がどのように評価するかについて、ガイダンスを追加しないことを暫定的に決定した。

IASBは、企業が規制上の合意の境界線内で企業がキャッシュ・フローを特定し測定する方法についてのガイダンスを追加するかどうかを含め、プロジェクト提案の審議を継続する。

持分法

IASBは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の修正を提案することを暫定的に決定した。

IASBは、投資家が重要な影響力を保持している間、その所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動を

認識することで生じる利得または損失を開示するよう提案することを暫定的に決定した。

IASBは、条件付対価契約を締結した投資家が以下を開示するよう提案することを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する重要な影響力の獲得について：
- i. 投資の原価の一部として認識した金額
- ii. 契約内容及び支払金額の算定基礎
- iii. 結果の範囲の見積り(割引前)、または、範囲を見積もることができない場合は、その事実と範囲の見積もりができない理由。支払上限額が無制限である場合、投資家はその事実を開示しなければならない。
- b. 投資家が条件付対価を回収または決済するまで、または条件付対価が取り消されるか消滅するまで、その後の各報告期間について：
- i. 決済時に生じる差異を含む、認識した金額の変動
- ii. 結果の範囲の変動(割引前)およびそれらの変更の理由
- iii. 条件付対価を測定するために使用した評価技法および主要なモデルへのインプット

IASBは、投資家が関連会社に対する取引の利得または損失を開示する旨を提案することを暫定的に決定した。

IASBは、財務諸表の利用者が関連会社への投資から生じる財務諸表の金額の変動を評価できる情報を投資家が開示することを要求する開示目的を提案することを暫定的に決定した。

IASBは、新しい開示目的を満たすために、関連会社への投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を投資家が開示するよう提案することを暫定的に決定した。

IASBは、関連会社からの取引の利得または損失を開示することを投資家に義務付けるIFRS第12号の修正を提案しないことを暫定的に決定した。

財務諸表における気候関連リスク

IASBは2023年9月20日に会合し、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトについて議論した。IASBは以下について議論した。

- プロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連するものに加えて、その他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーするかどうか
- 財務諸表における気候関連リスクの影響の報告に関する、利害関係者の懸念の性質と原因に関する調査の結果
- これらの懸念に対応するためにIASBが取り得る行動

IASBは、このプロジェクトの目的は、対象を絞った行動により財務諸表における気候関連およびその他の不確実性に関する財務情報の報告を改善できるかどうか、また改善できる場合にはどのように改善できるかを調査することであると決定した。

IASBは、財務諸表における気候関連リスクの影響の報告に関する利害関係者の懸念に対応するために取り得る行動について議論した。IASBは次のように決定した。

- 気候関連およびその他の不確実性の影響の報告にIFRS会計基準の要求事項を適用する方法を説明するために設例を作成するかどうかを検討する。
- 見積に関する情報の開示に関し、IFRS会計基準の要求事項の明確化または拡充を検討する。
- IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」を気候関連コミットメントに適用する際に、企業が負債を認識する状況に関する質問事項をIFRS解釈委員会に照会する。
- 資産が長期にわたって変動性の高い将来キャッシュ・フローに晒される場合に使用価値を測定するためのIAS第36号「資産の減損」の適用に関する質問事項をIFRS解釈委員会と協議する。

しかしながら、IASBは、気候関連およびその他の不確実性の動向を引き続き監視し、さらなる措置を講じるかどうかを決定する。

IFRS解釈委員会 (IFRIC) 最新決定概要

以下は、IFRICが以下の日程で開催した会合における議論及び決定から生じた重要事項の要約である。

- 2023年9月12日

IFRICが公開している更新事項は、[こちら](#)から確認ができる。

仲介者からの未収保険料 (IFRS第17号「保険契約」およびIFRS第9号「金融商品」)

委員会は、保険契約を発行する企業（保険者）が仲介者からの未収保険料に対してIFRS第17号およびIFRS第9号の要求事項をどのように適用するかについて、2023年3月に公表された暫定的な決定議案に対するフィードバックを検討した。

委員会は、この決定議案に関する議論を終了した。国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックの第8.7項に従い、2023年10月の会合において、この決定議案を検討する。IASBがこの決定議案に異議を唱えない場合は、2023年10月に本IFRSアップデートの補足として公表される。

従業員に提供される住宅及び住宅ローン

委員会は、企業が従業員の住宅購入計画及び従業員の住宅ローンをどのように計上するかについて、2023年3月のIFRICアップデートで公表された暫定的な決定議案に対するフィードバックを検討した。

委員会は、この決定議案に関する議論を終了した。IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックの第8.7項に従い、IASBは2023年10月の会合でこの決定議案を検討する。IASBがこの決定議案に異議を唱えない場合は、2023年10月に本IFRSアップデートの補足として公表される。

デリバティブ契約に対する保証 (IFRS第9号「金融商品」) -アジェンダ・ペーパー5

委員会は、IFRS第9号を適用する際に、企業がデリバティブ契約に関する保証を金融保証契約として計上するか、それともデリバティブとして計上するかについて、2023年3月のIFRICアップデートで公表された暫定的な決定議案に対するフィードバックを検討した。

委員会は、この決定議案に関する議論を終了した。IASBは、IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックの第8.7項に従い、2023年10月の会合において、この決定議案を検討する。IASBがこの決定議案に異議を唱えない場合は、2023年10

月に本IFRSアップデートの補足として公表される。

RSMメンバーファーム最新公表情報

RSM UKは、IAS第1号に基づくコベナンツ付負債の分類変更に関するガイダンスを公表した。

<https://www.rsmuk.com/insights/bridging-the-gaap/amendments-to-ias-1>

RSMオーストラリアは、通貨との交換可能性が欠如している場合に関するIAS第21号の最近の改訂を解説する記事を公表した。

<https://www.rsm.global/australia/insights/ifrs-news/lack-exchangeability-amendments-ias-21>

今月の質問-IAS第28号により減損の兆候を評価する際の「著しいまたは長期にわたる」減少とはどのようなものを指すか？

背景:

A社は、投資先の発行済株式総数の25%を占めるB社という上場企業への投資を行っている。A社は、B社の取締役会に二人の取締役を擁していることから、当該企業に対して重要な影響力を有していると考えられており、IAS第28号に基づく投資の持分を有している。

質問:

会計年度中の6ヶ月間でB社の株価は~40%下落し、その結果、B社の株価はA社の帳簿に記録された原価より30%下落した。減損指標を検討する上で、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の第41章Cは、「株式商品への投資の公正価値が原価を下回る著しいまたは長期にわたる下落も、減損の客観的証拠である」と述べている。

基準の文言を考慮すると、6ヶ月間の株価（FV）の~40%の下落は、IAS第28号の減損の証拠となるのか？

アプローチ:

IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」では、他の基準で一般的に考慮されるものとは異なる減損指標を考慮することが求められている。IAS第39号では当初、「売却可能」資産が減損しているかどうかを評価する際に「著しいまたは長期にわたる」という表現が使用されていたが、IFRS第9号「金融商品」に置き換えられ、売却可能資

産分類が存在しなくなるまで使用されていた。「著しいまたは長期にわたる」の意味は、両基準とも同一であると解釈する。

「著しいまたは長期にわたる」の意味は、2008-2009年の世界金融危機後に広く議論されたため、これは重要である。特に、2009年のIFRIC決定議案では、それは間違いなく「AND」テストではなく「OR」テストであると結論付けられた。決定議案では、「この基準は、価値の下落が著しくかつ長期にわたることを要求しているとは読み取れない。したがって、減損損失の認識を必要とするには、著しい下落または長期的な下落のいずれかで十分である。」と指摘されている。

IFRSは「著しい」または「長期」を明示的に定量化していない。しかし、2009年頃の一般的なコンセンサスでは、「著しい」は一般的に20から30%を超え、「長期」は一般的に12か月を超えるとしていた。IFRICの決定議案は、将来予想される株価上昇を「著しいまたは長期にわたる」の評価に織り込むことはできないことを明らかにした。

したがって、当期の株価が原価割れ30%以上となった場合には、長期化はしていないものの、著しい下落と判断する。したがって、減損の指標となる。これは、完全な減損テストを実施する必要があることを意味し、結果として関連会社への投資の価値が評価損になる可能性がある。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト: <https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>